第95号議案

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例(平成17年ふじみ野市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属 する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第 8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所 得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第 3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等 の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定す る総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得に ついて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未 満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に 限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条にお いて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当 該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金 額)」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者 等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、「(国民健康保 険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格 を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」 を削り、同条第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数 が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

第21条中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

附則第6項中「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。)」」を「とする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」」に改める。

附則第8項及び第9項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のふじみ野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年 度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健 康保険税については、なお従前の例による。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)等の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。